ウィズコロナ時代における産業の振興と基盤の強化に向けて

我が国の新型コロナウイルス感染が再び猛威を振るう中、実質国内総生産2次速報値では前期比年率28.1%減(2020年4-6月期)と、1955年以降で最大の落ち込みとなるなど、日本の経済は深刻な局面を迎えている。

特に、宿泊・旅行業、飲食業をはじめとしたサービス業を中心に消費が著しく減退 し、サプライチェーンの寸断及びグローバルな需要減による販売や生産の落ち込みな ど、波及的効果も影響して様々な業種に極めて深刻な経済的影響が発生した。

一方、人との接触や移動が制限される中、「新しい生活様式」を取り入れ、多様で柔軟な働き方や新しいビジネスモデルが生まれるなど、「ピンチをチャンスに変える」動きも高まっており、ウィズコロナ時代では、「新しいビジネスモデルへの転換」という新しいステージに進む必要がある。中小企業のデジタル化を促進することで、コスト削減や生産性向上、さらには新たな付加価値を創出し、「新しいビジネスモデル」への転換を図っていかなければならない。そこでは企業の業種転換や成長が見込まれる分野への労働力移動が不可欠となる。

この機を逃すことなく、地域経済を強化し、ひいては日本の国際競争力を維持し、持続可能な社会を実現するため、国において、経済・雇用情勢の変化に応じ、臨機に必要となる追加経済対策予算の編成を行うことも含め、以下の項目に対して、迅速に対処されることを強く求める。

1 事業継続・雇用維持について

- (1) 製造業では経済活動の停滞に伴い雇用調整や解雇が多数見込まれるほか、観光 関連産業や飲食・サービス業等では、観光客の減少による減収や倒産等が発生し、 地域経済への影響が生じていることから、引き続き中小企業・小規模企業者への 支援や雇用対策等に努めること。
- (2) 都道府県の制度融資を活用した民間金融機関の実質無利子・無担保融資について、影響が長期化することによる資金繰りの深刻化も懸念され、地域経済を支える企業の事業継続を維持する必要があることから、
 - ・保証申込期間及び融資実行期間を延長すること。
 - ・融資限度額を引き上げること。
 - ・無利子期間を延長すること。
 - ・信用保証協会に対する信用補完制度に係る日本政策金融公庫の保険填補率引き

上げや都道府県制度融資に係る信用保証に基づく代位弁済額の都道府県負担分への財政措置を行うこと。

- ・新型コロナウイルス感染症対応として、各都道府県が独自に設けた融資制度についても、融資期間終了までの利子補給・信用保証料補助や預託原資調達に伴う借入利息など、制度融資の活用に際し必要となる経費に対し支援を行うこと。
- (3) 持続化給付金については、
 - ・売上減少要件の緩和や事業所単位での支給を行うこと。
 - ・オンライン以外の受付体制の整備にあたっては、都市部だけでなく中山間地域 に所在する事業者にも利用しやすい体制とすること。
 - ・創業間もない事業者への支給額の増額や早期の支給を行うこと。
 - ・法人税法上、法人とみなされる任意団体など支給対象を拡大すること。
 - ・今後更に経営状況が悪化するおそれもあることから、複数回支給を検討するこ と。
- (4) 持続化補助金(コロナ特別枠) については、感染対策の早期実施や事業者の資金繰りを考慮し、交付決定や補助金額の確定など速やかに事務処理を行い、早期に補助金を交付すること。
- (5) 家賃支援給付金については、
 - ・対象月に4月も含めるなど、支援を必要とする人に行き届くものとすること。
 - ・更なる制度周知を行うとともに、申請手続きの簡素化により迅速に給付すること。
- (6) 雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業 支援金・給付金及び小学校休業等対応助成金・支援金等、雇用や収入を維持する ための各種助成金・支援金については、引き続き、支援が必要な事業者や労働者 に対して、必要な情報が的確に届くよう、あらゆる手段を講じ、制度を分かりや すく周知し利用促進を図ること。また、特例措置については、来年以降も経済・ 雇用情勢等を十分踏まえ柔軟に対応すること。
- (7) 有効求人倍率の低下が全国的に続いており、雇用情勢の更なる悪化が懸念されているため、労働者の中長期的なキャリア形成にも配慮しつつ、今後成長が見込まれる分野などでの雇用創出や当該分野への労働移動が促進されるよう、緊急に雇用機会を創出するための事業を創設すること。
- (8) 新型コロナウイルス感染症拡大の長期化を見据え、人手が不足している分野や成長分野への労働力移動に向けて、新たなスキルを習得するための職業能力開発 促進策の一層の拡充・強化を講じること。

(9) デジタル技術がもたらす効率化や利便性向上に対する認識を広めることにより、 ピンチをチャンスに変える視点から、コロナ禍で取組が進んだテレワークや在宅 勤務などの多様な働き方の導入を加速すること。

2 農林水産業への支援について

- (1)需要減退や在庫滞留の継続が懸念される農林水産物の生産基盤を維持できるよう、例えば学校給食に地元の農林水産物を積極的に活用する取組など、あらゆる消費段階における需要喚起を図ること。また、影響を受けた生産者の経営再建、経営の安定化のための円滑な資金の融通、再生産のための資材・機材等への支援、収入保険制度、経営継続補助金等の経営安定対策や、感染防止対策に向けた取組について、引き続き、機動的に支援策を実施し、財政措置を講じること。
- (2) 高収益作物次期作支援交付金については、大幅に運用が見直され、交付対象面 積の変更や交付額の上限設定により、現場では大きな混乱が生じているため、
 - 運用見直しについて、責任をもって生産者に丁寧に説明すること。
 - ・次期作への意欲を低下させないよう、すでに投資を行った生産者が安心して経 営継続できるよう、救済措置等の対策を講じること。
 - ・運用見直しに伴う追加書類等については、様式を簡素化するとともに、公募期間を延長すること。
- (3) 肉用牛肥育経営安定交付金制度(牛マルキン)のセーフティーネット機能が万全に発揮できるよう、
 - ・標準的販売価格の急激な低下などにより、負担金が大幅に変動したり、生産者 積立金が不足しないよう、負担金の算定方法や生産者積立金の運用方法などの 改善を図ること。
 - ・制度見直しの際は、地域の実態を反映し、明瞭性と公平性を確保した上で行うこと。
- (4)米穀周年供給・需要拡大支援事業による酒造好適米の保管経費や日本酒の販売 拡大のための取組支援を延長するなど、引き続き、酒類の国内消費拡大対策や海 外への輸出促進対策等により需要喚起を行うとともに、酒米を作付けする農家の 経営安定化策を講じること。
- (5) 外食事業者等の需要の減少により、業務用米の販売数量が落ち込み、これに伴い民間在庫量が増加していることから、令和2年産の米価は下落している。コロナの影響による民間在庫量の増加分については、備蓄米や海外援助米などにより

新たに米の政府買い入れによる市場隔離を実施するなど、主食用米の価格安定に向けた対策を講じること。

(6)農林水産物の国内輸送にあたり、航空便の大幅な減少により高騰した航空運賃 を販売価格に転嫁せざるを得ない状況が起き、販売に支障が生じていることから、 輸送にかかる増嵩経費を支援するなどの支援施策を講じること。

また、毀損した輸出商流の早期回復を図るとともに、需要回復時の輸出拡大に向けた対策等を講じること。

- (7) 果実に関する政府の価格安定制度がないため、果実価格の下落はそのまま農業者の収入減少となり、再生産の確保が困難になることが危惧されることから、果実の緊急価格安定対策を講じること。
- (8) 新設住宅着工戸数の減少など、木材需要の低下により林業・木材産業事業者の経営継続に影響が生じていることから、住宅分野及び公共建築物をはじめとする非住宅分野の木造化・木質化や、CLT・LVL等の建築物への利用環境の整備など、国内における木材利用拡大のための取組を推進すること。
- (9) 外国人技能実習生の入国は依然不透明な状況であり、「農業労働力確保緊急支援事業」及び「水産業労働力確保緊急支援事業」について、現場での代替人材を安定的に確保できるよう事業対象期間を延長すること。

3 外国人や外国人材の受入先への支援について

- (1) 入国制限緩和の動きはあるものの、各分野において実習や就労が予定されていた外国人材の来日は不透明な状況であり、労働力不足対策として、国内に在留する外国人技能実習生が特定技能1号へ円滑に移行できるよう、雇用者が行う住居確保のための建・改築費や賃貸費、在留資格変更手続きにかかる行政書士等への依頼料の負担の軽減等を図ること。また、一時帰国中の外国人技能実習生について日本への入国制限が措置されている場合は、その間の社会保険料を全額免除とすること。
- (2)新型コロナウイルス感染症の影響により帰国が困難な外国人材に対する在留資格の特例措置について、円滑な活用に向けて適時・的確な情報提供を行うとともに継続的に見直しを行い、国が主導して更に実効性のある支援体制とすること。
- (3) 相手国・地域や滞在目的・期間によって異なる出入国手続について、早期に分かりやすくかつ的確な情報提供を行うとともに、帰国困難となっている元技能実習生や、留学生等で、やむを得ず就労を継続することができない者などに対する

生活支援のための適切な措置を、国の責任において講じること。

- (4) 入国制限緩和に伴い、実習や就労のための入国に際し新たに発生する、入国前の検査や入国後の待機措置をはじめとした外国人材本人や受入機関の費用負担増加に対する軽減措置を講じること。
- (5) 入国制限緩和後に受け入れる外国人観光客を含め、外国人の不安解消のため、 新型コロナウイルス感染症に関する情報について、外国語対応を含めて迅速に分 かりやすく提供するとともに、大使館等を通じた感染拡大防止対策の周知、さら には多言語による相談体制の強化等にも努めること。

4 国内回帰も含めた地域経済・産業機能の強化支援について

- (1) 「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」について、予備費の追加的措置がなされたところであるが(予備費充当後の予算額約3,060億円)、いまだに補助希望額(先行採択分を除き、約1兆7,640億円)とは大きな乖離があり、設備投資を決断した企業の投資が停滞することによる景気後退局面の長期化が大いに憂慮されることから、更なる予算枠の拡充を図るとともに、地方の生産拠点機能の強化を図る観点からも、地方の中小企業においても必要なサプライチェーンの再構築を行えるよう、申請書類や審査基準の簡素化などの見直しを行った上で、来年度以降も継続し、長期的に活用できるようにすること。
- (2) 地域企業再起支援事業について、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化・ 深刻化を踏まえ、より多くの事業者が事業継続・再起に向けた取組を行えるよう、 来年度においても事業の予算化を図ること。

また、地域の実情に応じて柔軟に活用できるよう、事業者負担の義務付けなどの補助要件を緩和すること。

(3) 観光需要の回復に向け、新型コロナウイルス感染症の収束状況等を勘案しながら、令和3年度においても引き続き、官民一体型の消費喚起に向けたキャンペーンを、地方の意見を十分に聞き、効果が特定の地域や業種に集中することのないよう、バランスに配慮しながら実施すること。特に令和2年7月豪雨の被災地の災害復旧の状況も踏まえ、継続的な需要喚起を図ること。

また、現在実施している Go To キャンペーン事業を現行の期限で終了することなく、予算が不足する場合は予備費を活用するなど、継続的な需要喚起を図るとともに、トラベル・イート事業で示されたステージ I または II 相当での実施という基準を踏まえ、感染拡大時における除外地域の機動的な見直しができる制度を検討すること。

加えて、Go To トラベルについては、旅行者に対して感染症対策を国として強く呼びかけること。

5 デジタル技術の導入支援・人材育成について

(1) 中小企業・小規模事業者や農林漁業者がデジタル技術等を導入する意識付けやスムーズな導入ができるよう、DX推進ガイドライン等を活用した情報発信や、人的・財政的な支援の強化を図るとともに、地方において不足している技術者の確保のため、企業が必要とする人材のマッチングなど確保対策の充実・強化も行うこと。

また、デジタル時代の競争力の源泉となるデータを最大限に活用して、新ビジネスの創出が推進されるよう、データを活用する際の安全性の確保やデータ管理に関するルール作りなど環境整備を行うこと。

- (2) 製造業などの企業においても「新しい生活様式」への対応を余儀なくされ、これまで以上に自動化・省力化等による生産性の向上が求められており、企業のA I・IoT・ロボット化等への支援を行う「ものづくり補助金」や「IT導入補助金」について、補助額及び対象企業の拡大など、予算枠の拡充を図ることで、AI・IoT・ロボット化等に取り組む企業への支援をより一層拡充すること。
- (3)新型コロナウイルス感染症拡大に伴い発生した社会課題の解決や新しい生活様式の実現等に取り組むスタートアップ等民間企業に対し、社会実装に向けた実証実験にかかる支援など、地域におけるイノベーションや魅力的な産業創出を図るための支援制度を充実すること。
- (4)中小企業等に対するローカル5Gの導入や運用及び事業者等の利活用促進に対する技術的・財政的支援を拡充し、その導入を促進すること。

また、ローカル5Gを活用した新サービスやビジネスモデルの開発、生産性向上等を目指す実証事業に対する支援策を拡充するほか、これまでの実証により得られた事例の横展開についても、積極的に支援すること。

- (5) ドローンについて、2022年度を目途に有人地帯における目視外飛行(レベル4)での運用に向けた制度検討が進められているが、関係者や地方の意見を聞いた上、安全性を担保しながらビジネス利用が活発化する制度検討を加速すること。
- (6) 近年、観光情報の収集・発信や旅行の予約などにスマートフォン等が利用されており、さらに今後「新しい生活様式」を踏まえた観光スタイルにもAIなどのデジタル活用が期待されることから、ニーズに沿った観光コンテンツやサービスをタイムリーに受け取ることができるよう、デジタルマーケティングに基づく情

報発信やコンテンツ造成、デジタルツールを活用した安全対策などに対して、人材育成・財政支援を行い、観光におけるDXを加速すること。

(7)人材育成や、情報活用能力の育成を図るための教育を重要政策に位置づけ、E d T e c h コンテンツの活用やS T E A M教育の導入等により、学童期からデジタル技術に親しみ、活用する機会を創出するとともに、A I やプログラミングなどについて誰もが専門知識・技術を身に付けることができるよう人材育成の環境整備を促進すること。

また、地方において不足しているマネジメント層やエンジニア等を地方で確保 しやすい仕組みを創設すること。

(8) 光ファイバ未整備地域はもとより、光ファイバが整備済みとされていても、テレワーク・遠隔教育・遠隔医療など「新しい生活様式」の実践に支障がある地域があるため、光ファイバ網の未整備地域の早期解消に加え、「新しい生活様式」やSociety 5.0の実現に向けた既設の光ファイバ設備の増強への財政的支援、都市部のみならず、条件不利地域を含む地方における、通信事業者による5Gの早期整備を促進すること。

さらに、公設光ファイバ網や地上デジタル放送の共聴施設等の維持管理・更新 にかかる負担も大きいことから、必要な財政的支援を行うこと。

また、光ファイバなどのブロードバンド及び5Gをユニバーサルサービスの対象とするよう制度の見直しを図るとともに、より高次元の社会インフラとなり得る6Gの実用化に向けた取組を加速すること。

令和2年11月5日

全国知事会